平成29年加美町議会第1回臨時会会議録第1号

平成29年1月12日(木曜日)

出席議員(18名)

1番	味	上	庄-	一郎	君		2番	猪	股	俊	_	君
3番	早	坂	伊佐雄		君		4番	早	坂	忠	幸	君
5番	三	浦		進	君		6番	髙	橋	聡	輔	君
7番	三	浦	又	英	君		8番	伊	藤	由	子	君
9番	木	村	哲	夫	君	1	0番	三	浦	英	典	君
11番	沼	田	雄	哉	君	1	2番	_	條		寛	君
13番	高	橋	源	吉	君	1	4番	工	藤	清	悦	君
15番	伊	藤		淳	君	1	8番	米	木	正	$\stackrel{-}{=}$	君
19番	佐	藤	善	_	君	2	0番	下	山	孝	雄	君

欠席議員(1名)

16番 伊藤信行君

欠 員(1名)

17番

説明のため出席した者

町			長	猪	股	洋	文	君
副	田	Ţ	長	吉	田		惠	君
		ē ・ 選 会書i		下	山		茂	君
会計	管理者	兼会計	課長	田	中	壽	巳	君
企「	画 財	政 課	長	熊	谷	和	寿	君
協働のまちづくり推進課長				鎌	田	良	_	君
町	民	課	長	内	海		悟	君
税	務	課	長	小	JII	哲	夫	君
農	林	課	長	早	坂	雄	幸	君

商工観光課長 肇 君 遠藤 三 浦 守 男 君 建 設 課長 保健福祉課長 佐 藤 敬君 上下水道課長 長 沼 哲 君 小野田支所長 岡崎秀俊 君 宮崎支所長 猪 股 清 信 君 総務課長補佐 伊藤 一衛 君 教 育 長 早 坂 家 一 君 教育総務課長 瓶 栄 悦 君 生涯学習課長 和 田 幸 蔵 君 今 野 仁 一 農業委員会事務局長 君 代表監查委員 小 山 元 子 君

事務局職員出席者

 事務局長
 今野伸悦君

 次長
 内海 茂君

 主幹兼総務係長
 小林洋子君

 議事調査係長
 後藤崇史君

議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第1号 専決処分した事件の承認について(加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例)
- 第 4 承認第2号 専決処分した事件の承認について(加美町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)
- 第 5 議案第1号 公の施設の指定管理者の指定について(加美町体育施設等)
- 第 6 議案第2号 公の施設の指定管理者の指定について (加美町土づくりセンタ

—)

- 第 7 議案第3号 公の施設の指定管理者の指定について(加美町野外趣味活動施 設)
- 第 8 議案第4号 土地の売払いについて
- 第 9 議案第5号 平成28年度加美町一般会計補正予算(第5号)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

午後3時15分 開議

○議長(下山孝雄君) 皆さん、本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。16番伊藤信行君より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより平成29年加美町議会第1回臨時会を開会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(下山孝雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、14番工藤清悦君、15番伊藤 淳 君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(下山孝雄君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期については本日1日間といたしたいと思います。これに ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下山孝雄君) ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間と決しま した。

日程第3 議案第83号 平成27年度加美町一般会計補正予算(第8号)

○議長(下山孝雄君) お諮りいたします。

日程第3、承認第1号専決処分した事件の承認について(加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例)、日程第4、承認第2号専決処分した事件の承認について(加美町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)、以上2件はいずれも関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下山孝雄君) ご異議なしと認めます。よって、日程第3、承認第1号専決処分した事件の承認について(加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例)及び日程第4、承認第2号専決処分した事件の承認について(加美町職員の育児休業等に関する条

例の一部を改正する条例)は一括議題とすることに決定いたしました。

日程第3、承認第1号及び日程第4、承認第2号を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

承認第1号専決処分した事件の承認について(加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例)、承認第2号専決処分した事件の承認について(加美町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)は関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。

本案件は、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成28年12月2日に公布され、平成29年1月1日に施行されたことに伴い専決処分したものであります。

改正の主な内容は、育児休業等の対象となる子の範囲が特別養子縁組の看護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子などにも拡大されたものであります。また、介護休業を3つの期間に分割して取得できるほか、1日2時間の範囲内で介護時間を設けるために改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(下山孝雄君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終わります。

これより承認第1号専決処分した事件の承認について(加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下山孝雄君) ご異議なしと認めます。よって、承認第1号専決処分した事件の承認について(加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第4、承認第2号専決処分した事件の承認について(加美町職員の育児休業等に

関する条例の一部を改正する条例)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下山孝雄君) ご異議なしと認めます。よって、承認第2号専決処分した事件の承認について(加美町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第1号 公の施設の指定管理者の指定について(加美町体育施設等)

○議長(下山孝雄君) 日程第5、議案第1号公の施設の指定管理者の指定について(加美町体育施設等)を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第1号公の施設の指定管理者の指定について(加美町体育施設等) をご説明申し上げます。

本議案につきましては、加美町総合体育館、ほかの体育施設等の指定管理者として株式会社 オーエンス代表取締役大木一雄を平成29年4月1日から平成34年3月31日まで5年の期間を指 定いたしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであ ります。

本施設は、平成29年3月31日で指定期間が満了となりますことから、去る11月21日から12月5日までを申し込み期間として公募を実施いたしましたところ、株式会社オーエンス1社より応募がございました。

株式会社オーエンスは、全国で65件、165施設の指定管理者となっている実績があり、本施設においては、平成21年4月から指定管理者として加美町体育施設等の維持管理業務や社会体育事業等を実施し、平成27年度は14万7,000人の利用者数となっております。

12月19日に加美町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則により、指定管理者選定委員会を開催し審議をいたしました。

株式会社オーエンスより提出されました申請内容につきまして、条例に定める基準に基づき 審査をいたしました結果、株式会社オーエンスが引き続き当該施設の指定管理者の候補者とし て適当であると選定されたため、本議会にご提案させていただくものであります。

なお、議案の資料として当該施設の概要及び収支計画を配付しておりますので、参考にして いただきたいと思います。 よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(下山孝雄君) 説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番三浦又英君。
- ○7番(三浦又英君) 次の議案についても関連するんですが、この収支計画の人件費、平成29年から平成33年の5カ年間全く同額でございますね。これについては何となく会社の企業努力の結果で人件費がこうなっているのかなという思いがしておりますが、選定委員会においてはこの辺については問題視されなかったのか、まずお聞きします。
- ○議長(下山孝雄君) 副町長。
- ○副町長(吉田 惠君) 選定委員会の前委員長としてお答えしたいと思います。

今ご質問の件につきましては、質問をいたしました。人件費について伸びがないということで、そのことについてどうなのかということを選定委員会の委員から質問をいたしました。それについては、人数を変えないということと、それから人件費につきましては内部で異動等をしながら抑えていくようにしていきたいということでございました。決して働いている人の人件費を上げないということではないということでございました。以上です。

- ○議長(下山孝雄君) 三浦又英君。
- ○7番(三浦又英君) オーエンスの関係、これまで職員の体制ですが、かなりの異動関係があるというお話を伺っております。

それで、オーエンスから人件費関係で質問をされたということでございますが、それで企業努力するからいいんだろうという思いなのか。といいますのは、5年間人件費が同額ということは、私はあり得ないと思うんです。といいますのは、他の施設関係についてもある程度のものはアップしているのではないかと、そういう思いがあって、ある程度町としても心配りがあってもいいのではないかという思いがしているんですが、その辺についてお伺いします。

- ○議長(下山孝雄君) 副町長。
- ○副町長(吉田 惠君) 今の件につきましては、再度質問をいたしました。

いい人材を確保するためにも人件費ということは上げていったほうがいいのではありませんかという話をいたしました。そのときの出たオーエンスがプレゼンテーションに来たときのこれは資料でございますけれども、全体を上げない、全体というのは経費を上げない中で人件費については考えていきたいというような答弁でございました。

- ○議長(下山孝雄君) 三浦又英君。
- ○7番(三浦又英君) 全体を上げないということの話を今答弁いただきましたが、そうしまし

たら、1点は、では人件費の関係で職員が何人、平成29年から5カ年で何人がそれに従事しているのか、その積算の関係の数ですね。あわせまして、町としてこの管理運営する総額ですね、それをどの程度計算されてこれにプレゼンに臨んだのか、その辺お答えできる範囲内で結構ですので、お願いします。

- ○議長(下山孝雄君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(和田幸蔵君) 生涯学習課長です。お答えします。

今回のプレゼンテーションによる各体育施設への人員配置について説明を受けておることを 申し上げます。

過去5年間同様に、中新田地区体育施設については清掃員も含め8名体制、小野田地区体育施設につきましては清掃員1名含む5名体制、宮崎地区体育施設につきましては清掃員及び屋外管理人3名を含む8名体制で管理運営を行い、そのトップに総括責任者を常駐させるという人員配置計画を頂戴しております。

また、管理につきましては、年度区分によりいろいろ計画を頂戴しておりますが、その点に つきましては今行われている事業報告が月ごとに行われており、翌月についても事業計画が提 案されて、定例会的なものを月の中旬ごろに行っておりますので、それを継続していくという ようなことになっております。

あと、先ほど人件費の伸びの点がございましたので、少し説明させていただきます。

平成24年度から28年度までの人件費の総額は、2億3,500万円でございます。5カ年平均しますと、4,699万7,000円程度になりますが、今回オーエンスが示してきた額につきましては、各年度とも4,799万円でというような試算で人件費についての収支計算書を頂戴しているところであります。以上です。

- ○議長(下山孝雄君) ほかにございませんか。14番工藤清悦君。
- ○14番(工藤清悦君) 生涯学習課長にお聞きしたいと思うんですけれども、議案に関する資料 の中の13ページでありますけれども、これはオーエンスの実施事業というふうに理解していい のかどうか、そして町の社会体育事業についてもお願いしている部分があるんですけれども、 その辺についての加美町のこれからの生涯スポーツの関係の中で町の社会体育事業の方向性に ついて議論がなされたのかどうかが1つ。

もう一つ、今7番議員から人件費についてお話があったんですけれども、以前にもご提言を したことがあるんですけれども、これは12ページに載っている一般管理費または管理運営の中 に基本的に中新田の社会体育施設の全ての管理を含む会社の経費として計上になっていないの ではないかと思います。それで、積算人件費がそのままの人件費ではなくて、管理のほうにいっている部分もあるわけですよね。実際は。ですから、会社としては職員に上げる人件費ともう一つは会社として管理していくための経費を計上していただいて、明確にしたほうが町としてこういう形でお願いしているんですよという中身が明確になってくると思うんですけれども、その辺はどうも明確になっていないんじゃないかなと以前に感じたことがあったものでしたから、その辺についてお願いしたいと思います。

それから、指定管理の功罪を問うわけではありませんけれども、指定管理になってからさまざまな中新田、小野田、宮崎で生涯スポーツの社会体育事業があるんですけれども、全く地元の方々が以前のように一生懸命やる方向性にないように感じられます。その辺について、何でかというと、企業なものですからお願いすると町民からのお願い何でもしてやるような傾向に出てきているわけですよね。そういう意味ではそれぞれ社会体育に関する自治能力といいますか、自分たちでこういうものを開いていくんだという能力が欠けている嫌いにあるんじゃないかなと思っておりますので、その辺についてお話していただければと思います。以上です。

- ○議長(下山孝雄君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(和田幸蔵君) 1つ目につきましては、今回の加美町の体育施設の管理運営についての会社としての施設管理の運営費等々のお話がございましたけれども、こちらにつきましては、仙台支社トータルで泉ヶ岳の施設等々も含めてのトータル的な仙台支社の考え方でこれらの管理計画及び収支計算の計画書ということで理解しております。なお、人件費につきましては、3通りの契約関係で雇用しているようです。契約社員という部類と、あとパートという部類の時給制度、あと日給制度等々で職員を雇用しているようでございます。ただ、これまで職員の採用・不採用及びみずから申し出ての解雇等々は繰り返しあったということで、今回平成29年度、一部平成28年度からも始まっているそうですが、全ての社員につきましては、月給制度を用いるというようなお話を頂戴しているところでありまして、加美町の情報関係の中でも、ハローワークにおいてもその制度を紹介して雇用を募っているというようなお話を頂戴しております。

また、最後にご質問ありました町としての社会体育事業に関するかかわりというようなところで、大くくりで申し上げますと、平成29年度につきましては、オーエンスのほうでは新たな野外スポーツということで、アーチェリーの紹介コーナーをつくったり等、みずからの視野に立ちまして屋外スポーツに目を向けていらっしゃるようでございます。

また、生涯学習課で担う社会体育事業につきましては、先ほどの12ページから13ページにつ

きましては、これは町としてオーエンスに業務を委託しているところでございますので、その 点でご理解いただきたいと思います。

また、今後の指定管理を受託しているオーエンスとの社会体育に係ることでございますが、 ただいま平成29年4月設立に向けて加美町総合型地域スポーツクラブというものを立ち上げる 段取りにしておりますけれども、その点につきましても今回5カ年の指定管理を結ぶ契約の要 綱の中で、それらの総合型スポーツクラブと指定管理者のオーエンスとの連絡調整、情報交換 等々、あと連携できるもの等々協議し実践していくというようなことも載せておりまして、そ の点につきましてもご理解いただいておりますので、受託者オーエンス、あと総合型クラブ、 そして加美町教育委員会というような3者の取り組み方で平成29年度4月にスタートを切る計 画でおります。以上です。

- ○議長(下山孝雄君) 工藤清悦君。
- ○14番(工藤清悦君) 13ページ答弁漏れで、オーエンスの自主事業なのか、それとも町でのお願いしている事業なのかということをお願いします。
- ○議長(下山孝雄君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(和田幸蔵君) 町としてお願いしている事業でございます。
- ○議長(下山孝雄君) 工藤清悦君。
- ○14番(工藤清悦君) 人件費については確かにそれぞれ算定のやり方があると思うんですけれども、申請をされた時点で町として社会体育施設、これは全ての町で持っている施設でも指定管理でも同じだと思うんですけれども、実質人件費の部分と管理をする部分というのは分けて計上してもらったほうが町としての行政としての見方というのはまともに見られるというふうに思っていたんですけれどもね。ところがそうではない状況なんですよね。ですから、以前にも機会があるときに会社として、企業として、体育施設を管理するための経費と人件費は別々に計上して、必ず施設を運営するためにはこういう管理費はかかるんですよという部分は明確にしないと実像があらわれないんじゃないですかという指摘をしたことがあったんですけれども、その辺については、もう審査を終えた状況ですからね。今度議論するのは5年後なんでしょうけれども。ただ、その5年間の中でも実情に合わせた中で年次協定または予算組みというものをやっていただければありがたいのかなと思っています。

そういった中で、今課長から平成29年から総合型スポーツクラブというんですけれど、これはオーエンスとしてはこれからできる総合型スポーツクラブなり、または今までやってきた町の社会体育事業をお手伝いしますよというのはいいと思うんですけれども、町民は全くそう思

っていませんよ。町民はオーエンスにおんぶにだっこに肩車ですから、本当に何にもやっていないですからね。だって実行委員会を見たらわかるでしょう。3地区のいろいろなスポーツ大会の。みんなオーエンスの職員がセットして、それでこれからの地域の生涯スポーツどうしますかということについては何も議論ないんですから。やはりそういうところに関しては、地元の方々がやはり議論を持つ機会というものをつくっていくべきだと思いますし、わざとここにオーエンスの自主事業というのを本当は載せるべきだと思うんですけれども、実際オーエンスが平成29年からやる総合型スポーツクラブのメニューとオーエンスとの話し合いの中で、オーエンスはこっちやめるから総合型スポーツクラブはこっちをやったほうがいいですねという話はあったのかどうかお願いしたいと思います。

- ○議長(下山孝雄君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(和田幸蔵君) 生涯学習課長です。

今議員おっしゃった最初の部分でございますが、人件費としての部分の管理運営に係る費用と、あと実際町が社会体育事業としての人件費の部分との線引きは、まさに線引きはされていない状況でございます。ただ、人員配置を見ますと運動指導員という資格取得している係という形になるんでしょうけれども、各地区にそれぞれ1名ずつ配置されているという形で、社会体育事業につきましては、その係のもと中心にほかの職員が携わっているというふうに思われておりますし、オーエンスの自主事業につきましては、同様に各体育施設において行われているというふうに承知しているところでございます。

また、2つ目のところでございますが、地域のコミュニティースポーツとしての各レクリエーション大会的なもののスポーツ大会につきましては、まさしく実行委員会がそれぞれの使用の体育館において事務局を設けて進められていることは現実でございます。その中でも各行政区からのスポーツ普及員、あと各地区におりますスポーツ推進委員等々の参画のもとで実行しておりますことで十分に意見調整がなされているのではないかというふうに把握しているところでございますが、なお、今後についても指定管理者のオーエンスとのかかわりの中で教育委員会としては十分にお話し合いを進めていきたいと思っています。

あと、最後なんですが、4月からスタートさせるべく準備しております総合型スポーツクラブと指定管理を受けているオーエンスの事業のマッチング等々いろいろ重複しないように努めていくつもりで今事業計画を練っているところでございます。以上でございます。

○議長(下山孝雄君) 3回終わっていますけれども、流れですからもう一回だけよろしいです。 どうぞ。

- ○14番(工藤清悦君) 町長、お伺いしたいんですけれどもね。町長、公約の中で総合型スポーツクラブもつくっていくという公約も上げましたし、協働のまちづくりというのもありました。そういった中で、町長が今手がけているイカノエに関しては、町民の方々なり、いろいろな関係機関の方々の力を借りて、私から見ればですけれども、かなり順調に進んでいるように思います。ところが、生涯スポーツ、社会体育についてはフラットでなくて陥没している状況です。何でかというと、これはやっぱり私は一番最初に心配した指定管理の功罪なんですよね。やっぱりぬるいところに皆さん寄りますから、自分たちで汗水流してやりましょうなんていうところがなかなか、本当は自治の大事なところで、そこに力を入れなくちゃいけないと思うんですけれども、やはり協働のまちづくり進めていくためには生涯スポーツ、社会体育が占める割合、またそれがいいんじゃなくて、それをつくり上げていくための手法がまちづくりにつながるというふうに思っているんですけれども、その辺についての考えを最後にお聞かせいただきたいと思います。
- ○議長(下山孝雄君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) まず、この問題について整理をさせていただきますと、きょう皆さん方にご審議いただきたいのは、オーエンスさんが指定管理選定委員会において適当であるというふうな審査結果でありましたので、ここのところをきちっと審議をし、ご判断いただきたいということがまず1点ですね。それとは別に今議員のお話にあった今後の社会体育のあり方ということについても、当然、これはここでというよりは、場を改めてこれは議論していく必要があるんだろうと思っております。その中でやはりまちづくりの基本、理念、何度も言っておりますけれども「共生」、「協働」、「自治」といういわゆるこの理念に立ってこの社会教育といいますか、社会体育といいますか、こういったことも進めていくということが肝要であろうと思っております。

オーエンスさんは、一生懸命民間の企業として加美町の体育振興のために支援をしていただいていると、ただそれに甘えることなく、やはり地域の方々が主体となって体育振興というものに取り組んでいくと、そういったことを通して健幸社会の実現につなげていくということが非常に重要であろうと思っておりますので、その辺は今後教育委員会とも話し合いをしながら主体的な活動、事業展開というものを進めていくように私としても努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長(下山孝雄君) ほかにございませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終わります。

これより議案第1号公の施設の指定管理者の指定について(加美町体育施設等)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下山孝雄君) ご異議なしと認めます。よって、議案第1号公の施設の指定管理者の指定について(加美町体育施設等)は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 公の施設の指定管理者の指定について(加美町土づくりセンター)

○議長(下山孝雄君) 日程第6、議案第2号公の施設の指定管理者の指定について(加美町土づくりセンター)を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第2号公の施設の指定管理者の指定について(加美町土づくりセンター)をご説明申し上げます。

本議案は、加美町土づくりセンターの指定管理者として一般社団法人加美町畜産公社理事長 三浦靜也を平成29年4月1日から平成32年3月31日まで3年の期間を指定いたしたいので、地 方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

加美町土づくりセンターは、畜産環境の整備と資源循環型農業の拠点施設として平成21年に設置し、当初から加美町と加美よつば農業協同組合の共同出資団体である加美町土づくりセンター管理組合を指定管理者として管理運営を行ってまいりました。平成25年1月からは、法人化に伴い、名称を一般社団法人加美町畜産公社に変更し、家畜排せつ物の受け入れを初め、堆肥の製造から販売まで適切な施設運営を行っております。

本施設は、平成29年3月31日で指定期間が満了となりますが、公募によることなく一般社団 法人加美町畜産公社を加美町土づくりセンターの指定管理者として引き続き特定したものです。 なお、指定管理の選定につきましては、前議案同様、12月19日に指定管理者選定委員会にお いて審査をいたしました結果、有機質資源の有効利用と耕畜連携による安全・安心な農作物の 生産及び環境に配慮した資源循環型農業を推進する団体として適当であると評価し、本議会に ご提案をさせていただくものであります。 なお、議案の資料として当該施設の概要及び収支計画を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(下山孝雄君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終わります。

これより議案第2号公の施設の指定管理者の指定について(加美町土づくりセンター)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下山孝雄君) ご異議なしと認めます。よって、議案第2号公の施設の指定管理者の指定について(加美町土づくりセンター)は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 公の施設の指定管理者の指定について(加美町野外趣味活動施設)

○議長(下山孝雄君) 日程第7、議案第3号公の施設の指定管理者の指定について(加美町野外趣味活動施設)を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第3号公の施設の指定管理者の指定について(加美町野外趣味活動施設)をご説明申し上げます。

本議案は、加美町野外趣味活動施設、通称やくらいハイツの指定管理者として株式会社やくらいコーポレーション代表取締役早坂俊實を平成29年4月1日から平成34年3月31日まで5年の期間を指定いたしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

株式会社やくらいコーポレーションは、平成5年7月に設立され、特産品の開発・販売を行っておりましたが、平成7年4月からは町から委託を受け、22年にわたり、やくらいハイツの管理運営を行っております。その間、薬薬を訪れる観光客の食事どころを支えてきた施設として景気の低迷や観光入り込み客の減少にもかかわらず、時代に合わせた食事の提供を構築する

など健全経営に努めてまいりました。これまでの経験と実績を生かして、今後も効率的な施設 の管理運営ができるものと判断されます。

本施設は、平成29年3月31日で指定期間が満了となりますが、公募によることなく株式会社 やくらいコーポレーションをやくらいハイツの指定管理者として引き続き特定したものです。

なお、指定管理につきましては、前議案同様に12月19日に指定管理者選定委員会において審査をいたしました結果、施設の管理及び事業運営について本指定管理者が展開していくことで効率化と活性化が図られるとともに、経費節減にも効果があるものと評価し、本議会にご提案をさせていただくものであります。

なお、議案の資料として当該施設の概要及び収支計画を配付しておりますので、参考にして いただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(下山孝雄君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終わります。

これより議案第3号公の施設の指定管理者の指定について(加美町野外趣味活動施設)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下山孝雄君) ご異議なしと認めます。よって、議案第3号公の施設の指定管理者の指定について(加美町野外趣味活動施設)は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 土地の売払いについて

- ○議長(下山孝雄君) 日程第8、議案第4号土地の売払いについてを議題といたします。 本件について、提案理由の説明を求めます。町長。
- ○町長(猪股洋文君) 議案第4号土地の売払いについて、ご説明申し上げます。

本案件は、町有地の売り払いについて、地方自治法第96条第1項第8号及び加美町議会の議 決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決に付 すべき契約に該当しますことから、議会の議決を求めるものであります。 当該土地につきましては、平成18年8月1日より加美よつば農業協同組合に給油所及び自動車整備工場として貸し付けをしておりましたが、平成28年3月31日をもって貸付期間が満了したことに伴い、更新の協議を進めてまいりましたが、払い下げの申し出がありましたので売り払いするものであります。

このたび、加美よつば農業協同組合代表理事組合長三浦靜也と仮契約の手続が調いましたので議会の議決をお願いするものであります。

なお、議案の資料として当該用地の概要及び位置図を配付しておりますので、参考にしてい ただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(下山孝雄君) 説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑ございませんか。5番三浦 進君。
- ○5番(三浦 進君) この土地の取得したときの状況といいますか、どういう経緯で取得し、 幾らで取得したものかお伺いします。
- ○議長(下山孝雄君) 総務課長。
- ○総務課長(下山 茂君) 総務課長、お答えいたします。 現在のJAに貸し付けしております当該土地につきましては、旧大東電子から無償で町のほうに譲渡された土地でございます。
- ○議長(下山孝雄君) よろしいですか。ほかにございませんか。(「なし」の声あり)質疑な しと認めます。これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終わります。

これより議案第4号土地の売払いについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下山孝雄君) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号土地の売払いについては、 原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 平成28年度加美町一般会計補正予算(第5号)

○議長(下山孝雄君) 日程第9、議案第5号平成28年度加美町一般会計補正予算(第5号)を 議題とします。 本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第5号平成28年度加美町一般会計補正予算(第5号)について、ご 説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ9,499万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ145億1,028 万6,000円とする補正予算であります。

歳入については、町有地売り払い収入9,499万2,000円を増額し、歳出については予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(下山孝雄君) 説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番三浦又英君。
- ○7番(三浦又英君) 歳出で予備費に9,499万2,000円が予算に計上されておりますが、この農協に売り払ったということになりますと、農家に関することがあるんだという思いがしています。

そこで、町長、この予備費に置いておりますね。何か事業目的に沿った形の予算計上が私は よかろうかと思いがしています。特に、イカノエの4つの中に農家所得の向上がございます。 その辺についての考えをお聞きします。

- ○議長(下山孝雄君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) あくまでも予備費ということでございますので、現在のところは明確な使い道を決めているわけではありません。ただ、当然この農家、農協が取得したからということではなく、農家の置かれている現状、いろいろございます。例えば先般も肥育農家の方からの要望書が上がってまいりました。今大変子牛価格が高騰しております。もう100万円ぐらいですね。平均で100万円近い。そういう状況になっておりますので、かなり経営を圧迫しているというお話もお伺いしています。そういったことなども勘案してどのような形で農家の皆さん方をご支援していくことができるのか、そういったことについて検討し、必要な予算づけをしてまいりたいと考えております。
- ○議長(下山孝雄君) 三浦又英君。
- ○7番(三浦又英君) 町長は、まちづくりは「資源とお金が循環するまちづくり」ということ で強く訴えておりますので、平成29年度の予算に期待を申し上げます。終わります。
- ○議長(下山孝雄君) ほかにございませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終わります。

これより議案第5号平成28年度加美町一般会計補正予算(第5号)の採決を行います。 お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(下山孝雄君) ご異議なしと認めます。よって、議案第5号平成28年度加美町一般会計 補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

これで平成29年加美町議会第1回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時06分 閉会

上記会議の経過は、事務局長今野伸悦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを 証するため、ここに署名する。

平成29年1月12日

加美町議会議長 下 山 孝 雄

署名議員工藤清悦

署名議員 伊藤 淳